

海老名市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により平成27年10月9日に提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成27年12月3日

海老名市監査委員 三田 弘道

海老名市監査委員 雨宮 徳明

海老名市監査委員 倉橋 正美

第1 請求の受付

1 請求人

住所及び氏名 省略
住所及び氏名 省略

2 請求書の提出

本件措置請求書は、請求人 省略 から平成27年10月9日に提出された。

3 請求の要旨

請求書に記載されている事項及び請求人が提出した証拠書類から、請求の要旨を次のように解した。

(1) 海老名市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）1階部分の90%余を図書館と関係ない蔦屋書店及びスターバックスコーヒー店（以下「書店等」という。）に賃貸することは図書館の目的、用途を妨げ図書館としての効果を上げることは不可能であり、杜撰な選書により教育長等市職員の手を煩わしていることから、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「C C C」という。）には公的図書館の管理運営能力やその技術は無いものと判断できる。

さらに、2014年度(平成26年度)に図書購入費を含む指定管理費約3億694万円が支払われているが、そのうち9,052万円が未執行となっていることは計画的に執行すべき管理運営の無能力を如実に表している。

(2) 内部行為を私人に委託することは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条に反し、違法である。

(3) 中央図書館改築にあたり、書店等の改裝費用等11億円余の支出は、特定業者に便宜を図ったもので、法第1条の2に違反し、違法である。

以上のことから、海老名市長に対し、指定管理契約を解除のうえ、既に支出した中央図書館、書店等の改修、改裝費用金額全額及び平成26年度図書購

入費を含む指定管理料の未執行分9,052万円を返還させる措置を講ずることを請求する。

4 請求書の補正

本件措置請求について、法第242条第1項に規定する要件を具備しているかを審査した結果、請求書に「契約で内部行為まで委託するのは違法」と記載された「内部行為」が明らかではないため、平成27年10月14日付（海監発第36号）で、補正を求めた。

これに対し、請求人から提出された補正書の要旨は次のとおりである。

補正を求める事項、具体的な「内部行為」について

市立図書館の主たる目的は図書を購入し市民に閲覧させることにあり、図書の購入については市の責任、義務である。したがって、地方自治法第243条により私人に委託することはできないと制限されている。

5 請求の受理

平成27年10月16日に請求人から補正書が提出されたため、当初の提出日である平成27年10月9日付で請求書を受理した。

6 請求人の参加

平成27年11月4日、省略から本件請求に請求人として参加したいとの申出があり、翌5日に同人が本件請求に参加することについて、請求人の承認が得られたので、省略について請求人たる資格を審査したところ、資格要件を満たしていたので同人を請求人として本件請求に追加することを同日決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

住民監査請求は、地方公共団体の住民が当該団体の執行機関又は職員の違法又

は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを予防し又は是正することで、住民全体の利益を守ることを目的とする制度である。

のことから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象となるのは、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されており、これら以外のものを対象とする請求は、不適法な請求となる。

この点を踏まえ、請求の内容、請求人の陳述及び証拠書類から判断し、監査対象事項を次のとおり決定した。

(1) 指定管理者の指定の取消しについて

指定管理者制度は、公の施設の管理を指定管理者に行わせることにより、民間事業者が有するノウハウを活用して多様化する住民ニーズに効率的に対応し、これにより地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受できるようにすることを目的とした制度である（法第244条の2参照）。

そして、指定管理者には、公の施設が本来の目的を達成できるようになるため、当該公の施設の使用許可処分等も含めた管理権限が委任されており、指定管理者の有する管理権限は、当該施設ないし付属設備の維持、修繕、使用関係の規制等、公の施設が本来の目的を達成させるため行われる管理一般に幅広く及ぶものである。

したがって、指定管理者を指定する行為自体は、「公用物設置の目的を達成するために行う行政的管理行為であって、当該公用物の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には当たらない（平成18年9月14日大阪地裁判決）。」ものとされている。

このため、指定管理者の指定の取消しについては、住民監査請求の対象としない。

(2) 中央図書館、書店等の改修、改装費用金額全額の返還措置について

市は中央図書館大規模改修工事（建築、機械設備、電気設備、外構等）の代金として平成27年10月までの間に1,055,097,360円を支出している。この支出は監査請求対象期間内の財務会計行為であるため、住民監査請求の対象とする。

(3) 海老名市立図書館（以下「市立図書館」という。）指定管理料（平成26年度分）の未執行分である90,526,000円の返還措置について

市は平成26年4月1日に契約を締結した市立図書館の管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）に基づく指定管理料を平成27年4月までの間に306,942,000円支出している。この支出は監査請求対象期間内の財務会計行為であるため、住民監査請求の対象とする。

2 監査の着眼点

(1) 図書購入費を海老名市立図書館指定管理料（以下「指定管理料」という。）に含めて指定管理者に支出することが、法第243条に反し、違法な支出にあたるか否か。

(2) 市が中央図書館の改修工事費を支出したことが法第1条の2に反し、違法な支出にあたるか否か。

(3) 平成26年度に市が支出した指定管理料の一部が未執行であることが違法な支出にあたるか否か。

3 監査対象部課

財務部施設管理課、教育部教育指導課

4 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づく陳述の機会を平成27年11月4日に与えたところ、請求人が述べた陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 市立図書館の業務を委託管理する契約について、重大な瑕疵がある。

中央図書館の改修については、平成27年11月1日の市長選挙候補者公開討論会でCCCに設計、施工を委ねたとの市長の発言にもあったように、設計、内装、施工の全てをCCCの使い勝手の良いように丸投げされたもので、その支払いに税金が投入されている。

中央図書館改修後はCCC、株式会社図書館流通センター（以下「TRC」という。）共同事業体に指定管理を委託するにもかかわらず、改修の設計や内装の施工はCCCが利用しやすいように便宜を図った。

中央図書館と有馬図書館では図書の分類方法が全く異なり、利用者にとって非常に不便なものとなっている。また、近隣市町村図書館との協力ネットワーク（相互の貸借）が遮断され、市立図書館は孤立した。

企業理念が全く違う両者の共同事業体を指定管理者としたことは重大な誤りで、CCCは図書館の理念、目的、使命を放棄している。

また、目的外使用として書店等を一階正面に配置したため、中央図書館利用者が書店等を通らなければ入館できないことは重大な瑕疵だと思う。

なお、指定管理契約の解除とは、指定管理者の指定を取り消す意である。

(2) CCCは不適当な業者である。

CCCの主たる事業は蔦屋書店の経営、音楽映像ソフトのレンタル、古書の販売であり、企業目的は常に利益の追求である。主たる業務の中でも特に音楽や映像ソフトのレンタルに重点を置いたレンタル会社である。

2013年3月には佐賀県武雄市がCCCを指定管理者とした武雄市図書館を開館した。

その際、古本専門店から大量の古本と蔦屋書店で売れ残った在庫書籍を購入したことが問題となり、CCCは陳謝し、弁償という形で新たに本を購入している。

また、図書の除籍では佐賀県立図書館にもないような貴重な郷土資料や、武雄市にしかない蘭学関係資料を展示した蘭学資料館を廃止して、レンタル

ソフトのコーナーを新設し、蘭学関係資料の展示は廃止された。武雄市図書館から異動してきた館長や幹部は司書の資格がなく、図書館運営はビジネス主体で行うと紙面で発言している。

愛知県小牧市では図書館に関するCCCとの契約が住民投票で否決され、山口県周南市ではCCCを指定管理者とすることに対する住民からの反対運動が起きている。

いずれもCCCの企業体質と理念は公立図書館の指定管理者として不適当であると住民から判断された結果である。

(3) 目的外使用は完全に違法である。

中央図書館を民間営利企業であるCCCに建物使用許可書のみで目的外に使用させるのは重大なる違法である。行政財産使用許可申請書は9月1日に提出されており、これに対する許可書が9月1日で出されている。申請日と許可日が同日であり、許可権限者である市長とCCCとの間に事前に癒着があったと推定される。このような状況下で、図書館の目的、理念、使命を放棄する営利目的が明確な相手に対し目的外使用を許可したことは違法と言わざるを得ない。

(4) 支出行為の丸投げ

図書館業務は法第243条の規定に反した私人への委託であり重大な過失である。CCCが購入した図書の中には公序良俗を害するような本が選定、納品されており、図書館には配架されていない。

また、CCCの経理は杜撰である。平成26年度指定管理料は中央図書館改修中は不要であるが、長期に渡り返却していない。改修中も指定管理料を取りながら、実際に仕事をしていない期間もその費用を返していない。新聞報道では先日返したようだが事実は確認していない。

(5) 最後に

今回の改修工事は、スターバックスコーヒーの入店や販売本の陳列などの全てについて、CCCの都合のいいように内装を含めた全てを一任したもの

である。10億数千万円の税金で、中央図書館の建物を使い勝手がいいように改修させたことは断じて許すことはできない。

よって、今回の中央図書館の改修工事と管理委託については重大な誤りがあるという監査請求を提出した。

なお、陳述にあたり、次の書類が新たな証拠として提出された。

- ア 行政財産建物使用許可申請書の写し
- イ 建物使用許可書及び建物使用許可書の一部訂正について（通知）の写し
- ウ 「図書館関連」アンケート結果と要望の写し
- エ C C C のコンセプト
- オ 新聞記事（平成27年10月31日朝日新聞ほか23点。インターネット上の掲載記事を含む。）及びタウンニュース紙の写し

5 市関係職員の陳述の聴取

平成27年11月18日に財務部施設管理課及び教育部教育指導課の関係職員から陳述の聴取を行ったところ、職員が述べた陳述の要旨は次のとおりである。

（1）施設管理課の意見

- ア 今回行った大規模改修工事は、これまで教育センターとして利用していた3、4階部分を含めた建物全体を中央図書館として改修したものである。
- イ 各工事の内容としては、建築工事では内装工事として天井、壁、床の改修と間仕切りの変更、階段の新設、トイレの改修等を行った。外部の改修は経年劣化した屋上の防水の改修と外壁のタイルの補修や貼り替え、昇降機は既存の1台の改修と4階直通分の新設、その他家具などの什器設置と本棚等の設置である。
- ウ 電気設備工事は、経年劣化により必要となった機器の更新に加え、太陽光発電設備の設置や災害時に避難所としての機能を満たすための自家発電設備の更新などの工事であり、他に高圧電力を低圧にするための受変電設備の更新、LED照明の設置、火災報知機や非常用ホースなどの消防関係設備も更

新している。

エ 機械設備工事は、空調や給排水設備の工事である。今回は内装を外し、軀体をコンクリート面のみにして行う工事であり、給排水の配管や空調、換気設備を新たなものに更新している。また、消防関係の機械設備改修も併せて行っている。

オ 外溝等工事は、中央図書館周辺のインターロッキング舗装や植栽、屋外テラスの整備、閉架書架の整備、置家具の設置などを行っている。

カ 今回の大規模改修工事では、目的外使用を許可した1階の書店及び4階の物販部分については内装仕上げまでであり、1階のカフェ部分については内装工事並びに給排水設備工事及び電気設備工事の全てを事業者が行っている。

キ 什器類についても、目的外使用を許可した部分に設置されたものは事業者により整備されたものである。

ク 今回の大規模改修工事における工事目的別の費用は、経年劣化に伴う工事費として約7億5,700万円、リニューアル分は図書館機能の向上分として計上した約2億9,700万円となる。

(2) 教育指導課の意見

ア 書店等に対し、中央図書館1階部分の90%について、目的外使用許可を与えているとされていることについて

築30年を経過する中央図書館は、施設の老朽化により大規模改修を必要とする時期を迎えていた。また、中央図書館は海老名駅からほど近く立地条件もよい環境にありながら、利用者は横ばいかやや減少傾向となっており、図書館の現状、利用者の動向を踏まえた図書館のあり方について検討を行っていた。

今回の改修工事にあたり、教育委員会では通常の図書館機能に付加価値、付加機能を求めることで利用者サービスの向上を図るために、指定管理者の公募において、民間のノウハウやアイディアを取り入れることとし、施設の改修計画及び改修後の施設機能に関する提案を求めたものである。

今回、事業者から提案のあった、カフェの設置は利用者の要望と合致するものであり、また、書店の設置は、販売される600タイトルの雑誌が図書館の蔵書と同様に閲覧可能であり、利用者サービスの向上につながっている。このタイトル数は通常の図書館運営では揃えられないものである。

なお、1階で目的外使用を許可した面積は541.67／1,129m²(48%)である。
イ 指定管理者の選書が杜撰であるため公的図書館の管理運営能力やその技術がないとされていることについて

指定管理者は、CCCとTRC2社の共同事業体である。TRCはこれまで3年間、本市図書館業務の受託事業者であり、また、全国規模で図書館の指定管理者として200件以上を請け負っている信頼と実績のある事業者である。

この度の選書問題では購入予定リストが未成熟であり、市民の誤解を招くような一連の報道があったが、これはあくまで購入予定のリストに対する結果である。

ウ 平成26年度指定管理料の一部が未執行となったままであるとされていることについて

指定管理者からの決算報告で未執行として繰越された業務は、ICタグの購入とその貼付、図書保管業務、新たに導入する配架分類であるライフスタイル分類に伴うシール機器のリース代及びシール代、システム費のうちの図書データ費（マーク費）、リニューアルオープンに向けて新規購入する図書購入費の一部並びに改修工事に伴い中央図書館内の図書を搬出、搬入した図書運搬保管費である。

いずれの業務も、平成26年度から着手されていたが、年度を跨る業務であり、かつ、指定管理者が業務全体の完了後に精算するとしていたものもあり、指定管理者の決算上、繰越された業務として報告されたものである。

教育委員会内部では繰越された指定管理料について、指定管理期間が5年間と複数年に跨る契約であること、また、指定管理制度の性質上、指定管理

期間内で業務の円滑な履行と収支をとらえるものと判断し、今回の改修工事を伴う業務の特殊性などを踏まえ、平成27年10月のリニューアルオープンまでに業務が完了すればよいと認識してしまったものである。

なお、繰越額の90,526,000円は10月28日に事業者から市に自主返納されている。

エ 指定管理者に図書購入費を支出させていることが法第243条の規定に反し違法であるとされていることについて

市は公の施設である市立図書館の管理・運営業務に指定管理者制度を導入し、図書館業務全般について協定を締結し委託しているものである。図書の購入についても協定に図書館業務の範囲を示す中で、「図書館資料の選定、発注、受入、整理及び保管等に係る業務」として、指定管理者が行うべき業務と位置付けている。指定管理料においても図書購入費として積算計上しており、指定管理者による図書の購入は業務の一環であると考えている。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

- 1 本件請求のうち、指定管理者指定の取消しを求める措置については住民監査請求の対象ではないため却下し、監査対象事項については請求に理由がないため棄却する。

2 認定した事実

(1) 中央図書館大規模改修工事費について

中央図書館大規模改修工事請負契約は建築、機械設備、電気設備、外構等の4契約で、市が改修工事費として平成26年度及び平成27年度に支出した総額は1,055,097,360円である。なお、個々の契約について工事所管課から提出された資料及び関係職員の陳述の聴取から確認した内容は次のとおりである。

ア 中央図書館大規模改修工事（建築）

(ア) 工事内容 外壁及び防水改修工事、内装改修工事、家具及びユニット工事、昇降機増設及び改修工事、撤去工事等

(イ) 契約期間 平成26年11月25日から平成27年8月31日まで

(ウ) 契約金額及び支出済額 549,720,000円

イ 中央図書館大規模改修工事（機械設備）

(ア) 工事内容 空調及び給排水設備工事、消防関係設備改修工事等

(イ) 契約期間 平成26年10月27日から平成27年8月31日まで

(ウ) 契約金額及び支出済額 199,800,000円

ウ 中央図書館大規模改修工事（電気設備）

(ア) 工事内容 経年劣化による機器の更新工事、受変電設備更新工事、太陽光発電設備設置工事、自家発電設備更新工事、消防関係設備工事等

(イ) 契約期間 平成26年10月27日から平成27年8月31日まで

(ウ) 契約金額及び支出済額 160,056,000円

エ 中央図書館大規模改修工事（外構等）

(ア) 工事内容 外構工事（構内舗装、植栽、施設等）、閉架書架改修工事、置家具設置工事、ブラインド改修工事、撤去工事等

(イ) 契約期間 平成27年4月15日から平成27年9月14日まで

(ウ) 契約金額及び支出済額 145,521,360円

上記アからエの工事について、契約書類、建物竣工図面及び関係職員の陳述の聴取から市が支出した工事費にかかる工事内容を監査した結果、指定管理者に建物使用を許可した部分において、事業者が負担すべき天井、壁、床等の内装工事、空調設備設置工事、給排水設備工事、電気設備工事、什器設置工事、電灯設置工事、置家具設置工事にかかる支出は含まれていないことを確認した。

(2) 平成26年度指定管理料の支出について

指定管理料については、平成26年3月27日に締結された海老名市立図書館の管理運営に関する基本協定書に基づき、年度協定において当該年度の額が

定められている。

ア 平成26年度の契約金額及び支出負担行為並びに支出命令書の起票日等について

平成26年度の指定管理料は平成26年4月1日付で締結された年度協定の第3条に306,942,000円と規定されている。当該指定管理料にかかる支出負担行為及び支出命令書の起票日等は次のとおりである。

(ア) 支出負担行為の起票日 平成27年4月1日 金 306,942,000円

(イ) 支出命令書の起票日 (カッコ内は検査検収日) 及び支出額

第1四半期 平成26年7月15日 (平成26年6月30日) 金76,737,000円

第2四半期 平成26年10月14日 (平成26年9月30日) 金76,735,000円

第3四半期 平成27年1月8日 (平成26年12月31日) 金76,735,000円

第4四半期 平成27年3月31日 (平成27年3月31日) 金76,735,000円

イ 平成26年度指定管理料の科目別予算額及び決算額、繰越額等について

年度協定で定めた指定管理料の科目別予算額及び指定管理者から提出された実績報告書に基づく決算額は次表のとおりである。

(単位：千円)

No	科 目	予算額	決算額	残額	繰越額
1	人件費	109,319	102,553	6,766	0
2	図書館運営費	73,338	14,519	58,819	58,519
3	システム費	14,967	13,278	1,689	1,733
4	図書購入費	39,886	17,986	21,900	21,100
5	修繕費	861	2,446	△ 1,585	0
6	施設維持管理経費	27,127	33,164	△ 6,037	0
7	学校図書室支援センター運営費	32,270	32,470	△ 200	0
8	図書運搬保管費	9,174	0	9,174	9,174
合 計		306,942	216,416	90,526	90,526

この表に示された図書運搬保管費は中央図書館大規模改修工事の実施に伴い、同館の蔵書を埼玉県内の倉庫や有馬図書館等に移動させた際に発生した費用である。工事の期間を鑑みれば、蔵書の移動は平成26年度中に行われたものであり、これに対する支出は同年度中になされるべきものである。しかしながら、指定管理者は図書運搬保管費の支出は、中央図書館大規模改修工事が完了し、一時移動させた蔵書が同館に搬入されたことで一連の運搬保管業務が完了するものと捉えていたため、未執行となっている。

この点について、関係職員の陳述において説明を求めた結果、市は平成26年度指定管理料の積算において、本来であれば平成27年度指定管理料として積算すべき費用である「平成27年4月から同年9月末までの間に発生する中央図書館リニューアルに要する費用」を図書運搬保管費以外にも積算していたことを確認した。

なお、表中に繰越額として示された90,526千円の科目別内訳は次表のとおりである。

(単位:千円)

No	科 目	内 容	金額
2	図書館運営費	I C タグ	18,899
		I C 貼付・図書保管	31,459
		ライフスタイル分類シール機器	1,573
		ライフスタイル分類シール代	6,588
		小 計	58,519
3	システム費		1,733
4	図書購入費	備品購入費（図書購入）	21,100
8	図書運搬保管費		9,174
合 计			90,526

3 監査委員の判断

前記2で認定した事実に基づき、当監査委員は、請求人が本件措置請求で違法であると主張する事由について、次のとおり判断する。

(1) 中央図書館大規模改修工事費の支出について

本件改修工事は昭和60年の開館から30年が経過した施設の経年劣化等により必要となった維持管理工事とともに平成27年10月の同館リニューアルオープンに伴う改裝にかかる工事である。

前記2の(1)で認定した事実によれば、市はこの改修工事に先立ち、市立図書館の設置目的を適正かつ効率的、効果的に達成するため、法第244条の2第3項及び海老名市立図書館条例の規定に基づく市立図書館指定管理者を募集しており、この募集要項には、指定管理者に応募する事業者に対し、市立図書館2館の管理運営に関する提案のほか、中央図書館の改修計画（施設仕様及び設計業務）に関する提案を併せて行うことが定められている。

これについては、改修工事の設計段階から指定管理者のノウハウやアイデアを取り入れ、かつ、アンケート調査等による市民の声を参考に、これまでの図書館機能にとらわれず、より多くの市民の利用に供する魅力ある施設として中央図書館をリニューアルすることを目的とした市の政策判断によるものである。

したがって、今回の大規模改修工事は市の要望に沿った内容で行われたものと判断するのが妥当であるといえる。

なお、市が支出した改修工事費には、指定管理者に建物使用を許可した部分において事業者自らが施工した内装工事費等は含まれておらず、この点においても請求人が主張する便宜供与は認められない。

これらのことから、中央図書館大規模改修工事費全額の支出が違法であるという請求人の請求には理由がないため、請求を棄却するのが相当である。

また、請求人が本件支出における違法性の根拠として主張する法第1条の2は、地方公共団体の役割として、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、

地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものと規定したものである。中央図書館は図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定により制定された海老名市立図書館条例（昭和59年12月27日条例第30号）に基づき設置された施設であり、法第1条の2の規定に則したものにほかならず、既に述べたとおり請求人が主張する便宜供与は認められないものであるから、市が中央図書館の改修工事費を支出したことについて違法性はないとの判断する。

（2）平成26年度指定管理料の支出について

普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる（法第208条第1項）ものとされ、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならず（同条第2項）、繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない（法第220条第3項本文）ものである。

そして、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができ（法第213条第1項）、これを繰越明許費としている（同条第2項）ものである。

これを本件についてみると、前記2の（2）で認定した事実によれば、平成26年度における年度協定期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日までであり、本件指定管理料のうち未執行となっていた90,526,000円は、平成27年度において執行される平成27年10月の中央図書館リニューアルオープンに係る費用であることは明らかである。

そうすると、平成26年度予算の指定管理料を平成27年4月1日以降の履行に係る行為に対して支出する場合には、繰越明許の手続が必要であるところ、当該手続を行わずに中央図書館リニューアルオープンに係る費用を平成26年度予算の指定管理料として支出することはできないものである。

しかしながら、この未執行分については、平成27年10月28日に指定管理者

から全額が市に返還されたことを監査委員において確認しており、措置請求の事実が是正されたため、請求人の請求には理由がないものとして請求を棄却するのが相当である。

なお、請求人は図書購入費を指定管理料に含めて指定管理者に支出するところが、法第243条に反する違法な支出であると主張しているが、指定管理料はあらかじめ指定管理者に行わせる業務内容や、施設の管理・運営に必要と想定される経費の総額を積算したものであり、市から収入した指定管理料から指定管理者が本来行うべき業務にかかる費用を支出することに違法性は認められないと判断するのが妥当である。

4 監査委員の意見

今回、予算執行上必要な繰越明許手続を行わなかったことに起因する指定管理料の返還は、結果として指定管理者に負担を強いるものとなったと考えるべきであり、この点については市に手続上の不備があったものである。

市における適正な財務手続の執行は当然のことながら、指定管理者に対しても、市の財務会計手続に則った適正な指定管理料の執行がなされるよう周知されたい。

5 その他事項

市関係職員への陳述の聴取において、施設管理課から監査委員に対し提出された資料は次のとおりである。

資料① 海老名市立中央図書館大規模改修工事の概要について

資料② 海老名市立中央図書館大規模改修工事状況写真及び建築工事平面図
(1階)

資料③ 目的外使用区画 面積求積図 (1階及び4階)

資料④ 海老名市立中央図書館大規模改修工事(建築)に係る内部仕上表、
平面図(1階)、床伏図(1階)、天井伏図(1階) 海老名市立中央

図書館大規模改修工事（機械設備）に係るダクト1階平面図、1階平面図、海老名市立中央図書館大規模改修工事（電気設備）に係る幹線・動力設備1階平面図、電灯設備1階平面図、電灯（什器）設備1階平面図、コンセント設備1階平面図

資料⑤ 海老名市立中央図書館大規模改修工事（外構等）に係る1F平面図、4F平面図、家具リスト1F

以下、参考資料として、請求人から提出された書類を原文のとおり記す。

海老名市職員措置請求書（参考1）

海老名市職員措置請求書の補正（参考2）

住民監査請求参加書（参考3）

住民参加請求参加承認（参考4）

（参考1）

海老名市職員措置請求書

1 請求の要旨

（1） 請求の対象となる職員

海老名市長（以下、市長という。）

（2） 違法、不当な行為の事実

海老名市立図書館の運営管理の全てを指定管理者に委任することは、地方自治法第244条の2第3項の普通地方公共団体は、「公の施設の設置の目的を効率的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」となっている。

しかし、図書館1階部分の90%余を図書館と関係ない店舗（ツタヤ書店、スターバックスコーヒー）に賃貸することは図書館の目的、用途を妨げ図書館

としての効果を上げることは不可能である。

その大きな理由は新聞報道にもあるように選書にあたって次々と杜撰な選書報道がなされ、選書に教育長等市職員の手を煩わしている実態を見るに、ツタヤ書店（CCC）には公的図書館の管理運営能力やその技術は無いものと判断できる。

さらに、2014年度（平成26年度）に図書購入費を含む指定管理費約3億694万円が支払われているが、そのうち9052万円は未執行となっていることは計画的に執行すべき管理運営の無能力を如実に表している。

また、契約で内部行為まで委託するのは違法で、地方自治法第243条「普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別な定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納または支出の権限を私人に委任し、または私人をして行わせてはならない。」とされている。

（3） 市長が委託に当たって

市立図書館改築にあたり、ツタヤ書店、スターバックスコーヒー店の改装費用等11億円余は特定業者に便宜を図ったもので、地方自治法第1条の2に違反し違法である。

（4） 取るべき措置

市長は上記指定管理者契約を解除のうえ、既に支出した市立図書館、ツタヤ書店、スターバックスコーヒー店の改修、改装費用金額全額及び、平成26年度図書購入費を含む指定管理費の未執行分9052万円を直ちに海老名市へ内野優に返還させる。

海老名市監査委員 三田 弘道 様

同 上 雨宮 徳明 様

同 上 倉橋 正美 様

平成27年10月9日

住所 省略

氏名 省略

(参考2)

海老名市職員措置請求書の補正

1 補正を求める事項、具体的な「内部行為」についての

市立図書館の主たる目的は図書を購入し市民に閲覧させることにあり、図書の購入については市の責任、義務である。

地方自治法第243条により私人に委託することはできないと制限されている。

2 (4) 取るべき措置について

市立図書館改築費の返還については、全額を返還請求したものである。

なぜなら、監査委員が耐震性の改修、改築費用についてはその事実が有ればその額は監査委員が認定すべきである。

海老名市監査委員 三田 弘道 様

同 上 雨宮 徳明 様

同 上 倉橋 正美 様

平成27年10月16日

住所 省略

氏名 省略

(参考3)

住民参加請求参加書

私は、平成27年10月9日に 住所及び氏名 省略 が行つ

た、海老名市立図書館の指定管理者の指定の解除及びこれに関して内野優に対する海老名市立図書館改築費用等の損害求償の住民監査請求の請求人に加わります。

なお、監査請求の内容については 省略 と同じです。

平成27年11月2日

住所 省略

氏名 省略

海老名市監査委員 雨宮 徳明 様

同 三田 弘道 様

同 倉橋 正美 様

(参考4)

住民参加請求参加者承認

私は、海老名市立図書館の指定管理者の指定の解除及びこれに関して内野優に対
する海老名市立図書館改築費用等の損害求償の住民監査請求の請求人には
住所及び氏名 省略 が請求人として加わることを承認いたします。

平成27年11月 5 日

氏名 省略

海老名市監査委員 雨宮 徳明 様

同 三田 弘道 様

同 倉橋 正美 様